

静岡県選挙管理委員会告示第14号

令和6年5月26日執行予定の静岡県静岡市清水区県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりとする。

令和6年4月18日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

被登録資格の決定の基準となる日 令和6年5月16日

(ただし、年齢については、令和6年5月26日とする。)

登録を行う日 令和6年5月16日